

宮城県PPP・PFI手法の優先的検討と導入に関する実施要綱(概要版)

第1 目的

- ▶ 「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針(平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定)を踏まえて策定
 - ▶ 公共施設等の整備等に多様なPPP・PFI手法を優先的に検討するための手続
 - ▶ 民間投資の喚起、新たな事業機会の創出による効率的かつ効果的な施設整備の推進
- ⇒県民経済の健全な発展に寄与

第2 定義

第3 対象とするPPP・PFI手法

- (1)公共施設等の運営等
- イ 公共施設等運営権方式
 - ロ 指定管理者制度
 - ハ 包括的民間委託
 - ニ O(運営等Operate)方式 など
- (2)公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等
- イ BTO方式(建設Build-移転Transfer-運営等Operate)
 - ロ BOT方式(建設Build-運営等Operate-移転Transfer)
 - ハ BOO方式(建設Build-所有Own-運営等Operate)
 - ニ DBO方式(設計Design-建設Build-運営等Operate)
 - ホ RO方式(改修Rehabilitate-運営等Operate)
 - ヘ ESCO(Energy Service Company) など
- (3)公共施設等の設計、建設又は製造
- イ BT方式(建設Build-移転Transfer)(民間建設買取方式)
 - ロ 民間建設借上方式
 - ハ 特定建築者制度等
(市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。) など

第4 優先的検討の開始等

- 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、以下に掲げる場合、その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合
- (1) 県有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合
 - (2) 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合
 - (3) 公営企業の経営の効率化に関する取組を検討する場合
- 2 次に掲げる計画を策定・変更する場合、事業担当部局は要綱の趣旨を尊重し、PPP・PFI手法の活用の推進に努める
- (1) 「宮城県公共施設等総合管理方針」又は「宮城県公共施設等総合管理方針に基づく個別施設計画」
 - (2) 「新・宮城の将来ビジョン(実施計画を含める。)」
 - (3) 「宮城県企業局新経営計画」

第5 優先的検討の対象事業

(※)裏面に「用語等の説明」を記載。

- | | |
|---|--|
| 1 | イ 建築物又はプラントの整備等に関する事業 |
| | ロ 利用料金の徴収を行う事業 |
| 1 | ハ その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる事業 |
| | イ 事業費の総額が10億円以上の事業
(建設、製造又は改修を含むものに限る。) |
| 1 | ロ 単年度の事業費が1億円以上の事業
(運営等のみを行うものに限る。) |
- 2 1のほか、行政活動評価条例規則第15条第1項に規定する事業

第6 最も適切なPPP・PFI手法の選択

事業担当部局は、第5の優先的検討の対象となる公共施設等整備事業について、最も適切なPPP・PFI手法を選択する(複数手法の選択も可)

第7～11 PPP・PFI導入調整会議の設置・所掌事務・組織・幹事会・会議

第7 公共施設等の整備等に関する事業を行うに当たって、関係部局による適切なPPP・PFI手法の検討及び総合的な調整を図るため、宮城県PPP・PFI導入調整会議を置く。

第12 調整会議における簡易検討

- 第6で選択したPPP・PFI手法を用いた検討について、調整会議において簡易検討を行い、当該手法の導入の適否を判断するものとする。
- ・PPP・PFI検討調書(別記様式第1号)
 - ・PPP・PFI簡易定量評価表(別記様式第2号)
 - (その他の評価によるPPP・PFI簡易評価表(別記様式第3号))

第13 調整会議における詳細検討

- 簡易検討においてPPP・PFI手法の導入が適していると判断された公共施設等整備事業について、調整会議において詳細検討を行い、当該手法の導入の適否を判断するものとする。
- ・導入可能性調査結果
 - ・導入可能性調査を踏まえた検討調書及び定量評価表

第14 調整会議における検討の例外

(※)裏面に「用語等の説明」を記載。

- 既にPPP・PFI手法の導入が前提とされている事業のほか、次のいずれかに該当する場合、調整会議における検討を省略できるものとする。
- (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく市場化テストの導入が前提とされている事業
 - (2) 民間事業者が実施することが法的に制限されている事業
 - (3) 災害復旧事業等で緊急に実施する必要がある事業
 - (4) 過去5年以内に調整会議において既に検討がなされ、PPP・PFI手法不適当とされた事業と同種と判断される事業
 - (5) PPP・PFI事業の期間満了前に実施する事後評価において、外部有識者等による第三者評価を実施した次期事業
 - (6) (1)から(5)までの事業と同種と判断される事業その他別に定める事業又は手法

第15 審議結果の公表

調整会議においてPPP・PFI手法の導入が適しないと判断された場合、県ホームページで公表するものとする。

- | | |
|---|------------------------------|
| (1) PPP・PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設等整備事業の入札に係る予定価格の推測につながらない事項 | 第12又は第13に規定する調整会議の開催後、遅滞ない時期 |
| (2) 定量評価表(別記様式第2号)の内容 | 当該公共施設等整備事業の入札手続の終了後等適切な時期 |
| (3) その他評価表(別記様式第3号)の内容 | 当該公共施設等整備事業の入札手続の終了後等適切な時期 |

【参考】用語等の説明

PPPとは

(Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を県と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化を図るものであり、県と民間が連携して公共サービスの提供を行う手法

【例】

指定管理者制度、包括的民間委託、DBO方式、ESCO方式など

PFIとは

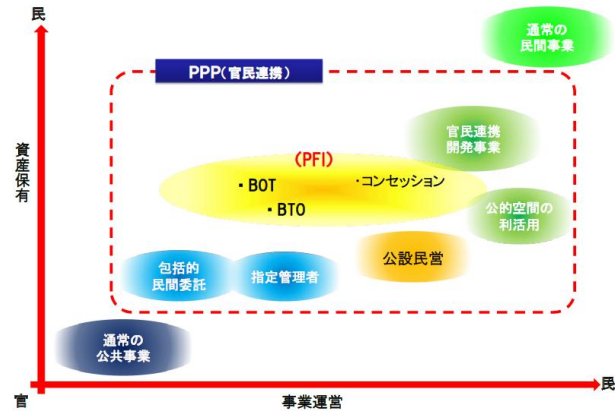
(Private Finance Initiative)

PPPの代表的な手法の一つであり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法

【例】

BTO方式、BOT方式、BOO方式、RO方式、公共施設等運営権方式

(参考)PPP・PFIの相関図



出典:国土交通省総合政策局資料

第5 優先的検討の対象事業 (※)

- イ **建築物**又は**プラント**の整備等に関する事業
- ロ **利用料金の徴収を行う事業**
- ハ その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる事業

○建築物:

文教施設、スポーツ施設、集会施設、医療施設、斎場、複合施設、社会福祉施設、観光施設、警察施設、宿舍、事務庁舎 等

○プラント:

廃棄物処理施設、水道浄水場、下水汚泥有効利用施設、発電施設 等

○利用料金を徴収する施設:

空港、水道、下水道 等

第14 調整会議における検討の例外 (※)

既にPPP・PFI手法の導入が前提とされている事業のほか、次のいずれかに該当する場合、調整会議における検討を省略できるものとする。

- (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく市場化テストの導入が前提とされている事業
- (2) 民間事業者が実施することが法的に制限されている事業
- (3) 災害復旧事業等で緊急に実施する必要がある事業
- (4) 過去5年以内に調整会議において既に検討がなされ、採用手法不適当とされた事業と同種と判断される事業
- (5) PPP・PFI事業の期間満了前に実施する事後評価において、外部有識者等による第三者評価を実施した次期事業
- (6) (1)から(5)までの事業と同種と判断される事業**その他別に定める事業又は手法**

○既にPPP・PFI手法の導入が前提とされている事業
→指定管理者制度を含む

○その他別に定める事業又は手法

- ①当該事業が施設整備事業の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合のBTO方式
→ 簡易検討を省略し、詳細検討を実施
- ②民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間の費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法
→ 簡易検討を省略し、詳細検討を実施